

公益社団法人宮城県獣医師会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮城県獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、獣医師道の高揚、獣医学術及び技術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生・愛護精神の向上、畜水産食品の生産振興、公衆衛生の向上及び社会福祉の増進並びに自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜衛生・畜水産業振興支援事業
- (2) 公衆衛生・社会福祉増進事業
- (3) 動物愛護普及啓発事業
- (4) 学校飼育動物支援事業
- (5) 自然環境保全事業
- (6) 災害時被災動物救護事業
- (7) 食鳥検査に関する事業
- (8) 獣医学術普及向上事業
- (9) 会員の互助・福利厚生、表彰、慶弔等事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、宮城県内で行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 宮城県内に居住又は就業し、この法人の目的に賛同する獣医師
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。ただし、休会者はその限りでない。
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

- 4 この法人に必要があるときは、専務理事1名を置くことができる。
- 5 この法人に必要があるときは、常務理事1名を置くことができる。
- 6 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副会長、第4項の専務理事及び前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事の候補者は、別に定めるところによる。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その会務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事及び常務理事は会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において別に定める基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するにあたり、生じた費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第26条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 参与 若干名
- 2 名誉会長、顧問及び参与は、学識経験者のうちから理事会の決議を経て会長が推載する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与の報酬は無報酬とする。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第6章 理 事 会

(構 成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 支部、部会及び委員会

(支 部)

第32条 この法人に、支部を置き会員を分属するものとし、支部に関する規定は会長が理事会の決議を経て別に定める。

(部会及び委員会)

第33条 この法人に事業推進と専門事項を審議するため、部会及び委員会を置く。

2 部会及び委員会に関する規定は会長が理事会の決議を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 この法人の会務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長、食鳥検査センター所長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織、給与、運営に関し必要な事項は会長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 この法人の財産の管理は、会長が管理する。その方法は、理事会の決議を経て会長が定める。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て総会に提出し、第1号書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6

号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	大江義之	末永 朗	谷津壽郎	的場裕明	佐藤順子
	阿部俊範	高橋清治	日下勝彦	浅野安夫	武蔵昌文
	笠原和彦	佐藤信嘉			
監事	伊藤 博	早坂雅孝	飯塚邦洋		

4 この法人の最初の代表理事（会長）は大江義之とする。

5 この法人の最初の業務執行理事（副会長）は末永朗、谷津壽郎とする。

6 （一部改正 第4条、第19条、第20条、第21条、第28条、令和3年6月10日）

但し、これらの条項については、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第11条第1項による行政庁の変更認定を条件とし、当該変更認定を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、これらの条項は、令和8年度末までに当該変更認定を受けられない場合は失効する。

7 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第11条第1項による行政庁の変更認定を受けた令和3年11月19日から施行する。

8 この定款は、令和6年6月4日から施行する。（第10条一部改正）

9 この定款は、令和8年4月1日から施行する。（第19条、第34条一部変更）

創立認可 昭和23年12月20日

法人登記 昭和24年1月26日

設立登記 平成25年4月1日（名称変更移行）